

食文化の無形の文化財登録等に向けた調査委託業務実施要項

令和4年5月26日

一部改正 令和5年3月31日

文化庁次長決定

1 趣 旨

令和2年度に開催された文化審議会文化政策部会食文化ワーキンググループにおいて、我が国に根付いた多様な食文化の振興の取組方策の1つとして、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく食文化の保存・活用を推進することが提言され、また、令和3年4月に文化財保護法を改正し、幅広く緩やかな保護措置を目的とした無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設した。

このため、本事業では、我が国に根付いた多様な食文化について、無形の文化財登録等の可能性を探るための情報収集を目的とした調査を実施する。

2 委託業務の内容

別に定める仕様書に基づき、対象となる食文化の調査等を行う。

3 委託業務の委託先

2の委託業務の委託先は、法人格を有する団体又は法人格を有しない団体であって、次に掲げる（1）から（4）までの要件を全て満たす団体（以下「法人等」という。）とする。

- （1）定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- （2）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- （3）自ら経理、監査等を行う会計組織を有すること
- （4）団体の活動の本拠として事務所を有すること

4 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から業務が完了した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までとする。

5 委託手続

- （1）委託を受けようとする法人等は、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- （2）文化庁は、法人等から提出された業務計画等の内容を検討し、適切であると認めた場合、法人等と書面にて委託契約を締結することにより、法人等に対し業務を委託する。

6 委託経費

- （1）文化庁は、予算の範囲内で業務に要する人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費を委託経費として支出する。
- （2）文化庁は、委託を受けた法人等が5（2）の委託契約の内容に違反し、又は委託業務の遂行が困難であると認めた場合、委託契約を解除し、又は委託経費の全部又は一部について返還を命じるこ

とができる。

7 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ文化庁の承認を受けなければならない。

8 業務完了（廃止等）の報告

委託を受けた法人等は、業務が完了したとき又は委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了の日又は廃止の承認の日から 30 日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託経費の額の確定

- (1) 文化庁は、8 により提出された委託業務完了（廃止）報告書について、検査・調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適当であると認めたときは、委託経費の額を確定し、委託を受けた法人等に通知するものとする。
- (2) (1) で確定した委託経費の額は、業務に要した実支出額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた法人等が、本事業の趣旨に反する業務を実施していると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることとする。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託を受けた法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた法人等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 本実施要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成 20 年 2 月 1 日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日付け）

この要項の改正は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。